# 第2 サポートチーム形成の必要性の判断



児童生徒による問題行動等が生じた場合など、事態を悪化させないために早期の対応が極めて重要となるときは、学校においては、当該問題行動等について教職員や地域の人材だけで対応できるか、それとも警察、児童相談所をはじめとする関係機関等の協力が必要なのかを迅速に判断することが必要となる。

学校や地域の人材のみによる対応が困難な場合や、複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合については、関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、各機関等の権限や役割に基づいて多様なアプローチを行う「サポートチーム」を形成して対応することが効果的である。このような場合、学校は、サポートチーム形成を求める判断を行うことになるが、その際、それまでの校区内ネットワーク等における対応を踏まえつつ、次の点を念頭に置いて判断を行うことが望ましい。

### サポートチームによる活動の必要性の判断



#### 1 「サポートチーム」形成の考え方

「サポートチーム」は、問題行動等を起こしている個々の児童生徒について、 学校、教育委員会、関係機関等が情報を共有し、共通理解の下、各機関等の 権限等に基づいて多様なアプローチを行うために形成されるものである。



#### 「サポートチーム」は、原則として、 一人の児童生徒に対して一つのサポートチームが形成される。

児童生徒が集団で問題行動を起こした場合や兄弟姉妹に対する対応が必要な場合には、 当該集団や兄弟姉妹に対するサポートチームも併せて形成することとなるが、地域の人材は限 られていることから、同一人物が複数のサポートチームのメンバーとなることもあり得る。 学校や地域の人材のみによる対応が困難な場合や、複数の関係機関等の 協力を得ることが必要な場合に、サポートチームの形成が必要と判断される。

サポートチームの形成に際しては、学校の主体性が損なわれたり、 教職員の責任意識が希薄化することがないよう留意する必要がある。

| サポートチームを形成しない場合としては、 | 学校内の対応に工夫の余地がある場合、関係機関のみの対応が有効な場合、 | あるいは、より優先すべき対応方法がある場合などが考えられる。

例えば、医療機関による対応は関係機関の持つ行政権限等とは異質のものであり、関係機関の対応を調整するより、医療機関による措置を優先させることがある。ただし、精神保健福祉センター等を中心として、保健センター、福祉部局、教育委員会等が連携し、当該児童生徒に対し医療上の対応を含めた支援を行うことが効果的な場合も考えられる

児童生徒の問題行動等の背景に児童虐待があると思われる場合は、 児童相談所や福祉事務所へ通告・相談することが必要であり、 その上で関係機関等が連携して支援を行うことが重要である。





## 参考3 サポートチームによる対応が有効な場合の例

端緒	具 体 例	関係機関等
家庭内の問題が背景にあるとき	・学校で暴力行為を行うが、保護者が協力的ではない ・「あそび・非行」型不登校であり、保護者が留守がちであるため自宅がたまり場となっている ・経済的事情などの深刻な家庭問題が背景にある	教育委員会、児童相談 所、福祉事務所、保健所、 民生・児童委員(主任 児童委員)、警察署、 少年サポートセンター、 保護司 等
警察による対応が効果的なとき	・何度も補導される等、非行が深刻化している ・児童生徒の問題行動が複数の市町村にわたる等、広域化している ・児童生徒が暴走族等の非行集団に属している ・非行が原因で不登校になっている ・児童生徒がたまり場で問題行動を起こしている	教育委員会、警察署、少年サポートセンター、少年警察ボランティア、民生・児童委員(主任児童委員)、保護司等
地域における 支援が必要と なったとき	・児童生徒が少年院・児童自立支援施設等を 退所したり、保護観察に付されたり、審判不 開始・不処分であった場合で、新たな問題行 動の発生等により支援が必要だと思われる 状況が生じている	教育委員会、保護司、民生・児童委員(主任児童委員)、警察署、少年サポートセンター、少年警察ボランティア
出席停止の 措置を講じた、 又は講じる 可能性のあるとき	・校内における授業妨害や暴力行為が深刻化している	教育委員会、少年警察 ボランティア、警察署、 少年サポートセンター、 保護司 等

チェック サポート チーム形成の 必要性の判断